

～年金はみんなが加入し支え合う制度です～

公的年金の制度とは、年老いた方や病気やけがで障がいを負った方の生活を働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。日本国内に住む20歳以上60歳未満のすべての方に国民年金への加入が法律で義務付けられています。加入者は職業などによって3つのグループに分かれており、それぞれ手続きなどが異なります。(下表)

国民年金の給付には65歳を迎えたときに受けとれる「老齢基礎年金」、障がいを負ったときに受けとれる「障害基礎年金」、老齢基礎年金を受けている人が死亡し

たときに一定の要件を満たす遺族が受けとれる「遺族基礎年金」の3種類があります。

老齢基礎年金を受け取るためには保険料を納めた期間や免除などを受けていた期間(資格期間)が原則10年以上必要です。保険料を未納にすると万が一のときに障害基礎年金などの保障を受けられないことがあります。保険料の納付が困難な場合には免除制度や猶予制度を利用しましょう。

☎ 郡山年金事務所 ☎024-932-3434
 ☎ 町民生活課 ☎72-6933

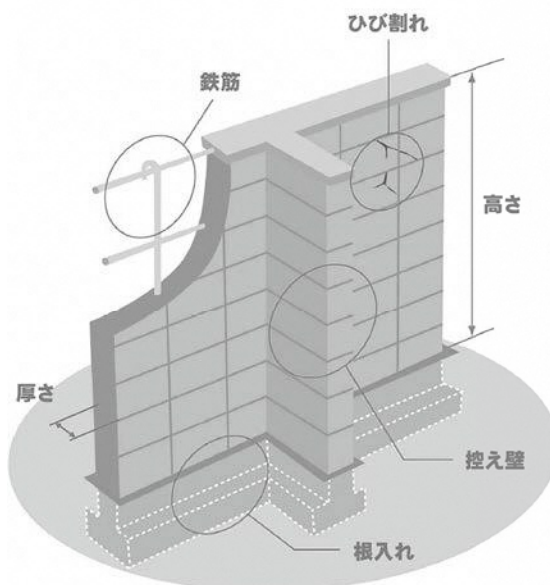
■国民年金被保険者の種類

種別	第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
対象者	20歳以上60歳未満の自営業者、農林漁業者、学生、無職の方など	会社員や公務員など、厚生年金や共済組合に加入している方	厚生年金や共済組合加入者(第2号被保険者)に扶養される配偶者の方(20歳以上60歳未満)
保険料	・月額16,340円(平成30年度) ・各自が納付書や口座振替などで納付	・報酬に比例した額を勤め先と半額ずつ負担 ・給料から天引きされ、勤め先が納付	自己負担なし(配偶者が加入する年金制度が負担)
手続き	市区役所または町村役場へ届け出	勤め先で事業主が届け出	配偶者の勤め先経由で届け出

ブロック塀の安全点検をお願いします

ブロック塀を所有されている方は、下記チェックポイントを用いて安全点検を行っていただきますようお願いいたします。安全点検の結果、不適合がある場合やチェックポイントの内容などにご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

☎ 県中建設事務所建築住宅課 ☎ 024-935-1462



ブロック塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。まず外観で1～5をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や分からないことがあれば、専門家に相談しましょう。

- 1. 塀は高すぎないか
・塀の高さは地盤から2.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か
・塀の厚さは10cm以上か。(塀の高さが2m超2.2m以下の場合15cm以上)
- 3. 控え壁はあるか。(塀の高さが1.2m超の場合)
・塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。

- 4. 基礎があるか
・コンクリートの基礎があるか。

- 5. 塀は健全か
・塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

- 6. 塀に鉄筋が入っているか
・塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも 80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。
・基礎の根入れ深さは30cm以上か。(塀の高さが1.2m超の場合)

組積造(れんが造、石造、鉄筋のないブロック造)の塀の場合

- 1. 塀の厚さは地盤から1.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か。
- 3. 塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか。
- 5. 塀に傾き、ひび割れはないか。
- 6. 基礎の根入れ深さは20cm以上か。